●市・県民税の計算方法

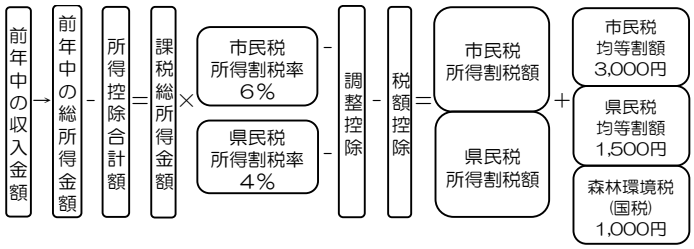

※配当割額・株式等譲渡割額控除がある場合は、所得割額から控除されます。
　控除することができなかった金額がある場合は、年税額に充当されます。
※令和6年度から市・県民税均等割と併せて、森林環境税（国税）が加算されます。

●給与所得の速算表

給与収入金額(A)		給与所得額（円）
給与所得の収入金額の合計額が550,999円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
551,000 円 ～ 1,618,999 円		(A)-550,000円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円		1,069,000円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円		1,070,000円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円		1,072,000円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円		1,074,000円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(A)÷4（千円未満切捨）	×2.4＋100,000円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		×2.8－80,000円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		×3.2－440,000円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円		(A)×0.9－1,100,000円
8,500,000 円 以上		(A)－1,950,000円

●所得控除について

控除の種類	控除額		
雑損控除	（損害額－保険金などで補填される金額）＝A とした場合の次の①又は②のいずれか多い金額 ①A－（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－5万円		
医療費控除	（医療費額－保険金などで補填される金額）－10万円（※） ※総所得金額等の合計額が200万円未満の場合はその5% 【控除最高額200万円】		
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	特定一般用医薬品等購入費－保険金などで補填される額－1万2千円 【控除最高額8万8千円】 ※この特例と従来の医療費控除のいずれかを適用することができます。		
社会保険料控除	支払った金額の全額（納税者本人又はその本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担分）		
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額の全額		
生命保険料控除	①旧生命保険料（一般・個人年金）	支払った保険料	控除額
		15,000円以下	支払った保険料の全額
		15,000円超40,000円以下	支払った保険料の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下	支払った保険料の1/4+17,500円
		70,000円超	一律35,000円
	②新生命保険料（一般・個人年金・介護）	支払った保険料	控除額
		12,000円以下	支払った保険料の全額
		12,000円超32,000円以下	支払った保険料の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下	支払った保険料の1/4+14,000円
		56,000円超	一律28,000円
	③両方加入	旧契約と新契約の両方に加入している場合 ①と②の合計額【最高28,000円】	
	支払った保険料に、一般・個人年金・介護がある場合は、 それぞれの控除額①～③を合計します【最高70,000円】		
地震保険料控除	①地震保険料	支払った金額の1／2　【控除最高額25,000円】	
	②旧長期損害保険料	支払った保険料	控除額
		5,000円以下	支払った保険料の全額
		5,000円超15,000円以下	支払った保険料の1/2+2,500円
		15,000円超	一律10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合には、 控除最高額は25,000円です。		

●公的年金等に係る雑所得の速算表

※公的年金以外の合計所得金額が1,000万円を超える方はこの表では計算できません。

公的年金収入金額(B)		公的年金所得額（円）
65歳未満の人（S34.1.2以降生まれ）		
公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
600,001 円 ～ 1,299,999 円		(B)-600,000円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円		(B)×0.75－275,000円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円		(B)×0.85－685,000円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円		(B)×0.95－1,455,000円
10,000,000 円 ～		(B)－1,955,000円
65歳以上の人（S34.1.1以前生まれ）		
公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
1,100,001 円 ～ 3,299,999 円		(B)－1,100,000円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円		(B)×0.75－275,000円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円		(B)×0.85－685,000円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円		(B)×0.95－1,455,000円
10,000,000 円 ～	円	(B)－1,955,000円

●人的控除について

控除の種類			控除額
障害者控除	普通障害	身体障害者手帳　3級以下 精神障害者保険福祉手帳　2級以下 療育手帳　B　等	260,000円
	特別障害	身体障害者手帳　1、2級 精神障害者保険福祉手帳　1級 療育手帳　A　等	300,000円
	同居特別障害	特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、自己や配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方	530,000円
寡婦控除	①夫と離別した後、婚姻していない方で子以外の扶養親族がおり、合計所得金額500万円以下の方 ②夫と死別した後、婚姻していない又は夫が生死不明の方で合計所得金額が500万円以下の方		260,000円
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有するひとり親であり、かつ合計所得金額が500万円以下の方		300,000円
勤労学生控除	勤労学生で合計所得金額が75万円以下		260,000円
配偶者控除（配偶者の合計所得が48万円以下）	配偶者の年齢70歳未満	本人の合計所得金額が900万円以下	330,000円
		本人の合計所得金額が900万円超950万円以下	220,000円
		本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下	110,000円
	70歳以上	本人の合計所得金額が900万円以下	380,000円
		本人の合計所得金額が900万円超950万円以下	260,000円
		本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下	130,000円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得が48万円超133万円以下		330,000円～10,000円
扶養控除	一般	H20.1.1以前生まれ	330,000円
	特定	H13.1.2以降H17.1.1以前生まれ	450,000円
	老人扶養	S29.1.1以前生まれ	380,000円
	同居老親	老人扶養親族で同居の人	450,000円
基礎控除	合計所得金額2,400万円以下		430,000円
	合計所得金額2,400万円超2,450万円以下		290,000円
	合計所得金額2,450万円超2,500万円以下		150,000円

●所得金額調整控除について

控除の種類	控除額
給与収入金額が850万円を超えている方で次のいずれかに該当する方 ・本人が特別障がい者に該当する場合 ・年齢23歳未満の扶養親族を有する場合 ・特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	[給与等収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円]×10%
前年に給与所得及び公的年金等に対する雑所得があり、その合計額が10万円を超える方	[給与所得(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に対する雑所得(10万円超の場合は10万円)]-10万円

●調整控除について

合計所得金額	減額措置	
200万円以下	A：人的控除の差の合計額 B：市・県民税の合計課税所得金額	AとBのいずれか少ない額の5%
200万円超	{人的控除額の差の合計額－（市・県民税の合計課税所得金額－200万円）}×5%　【下限額2,500円】	